

タイヤ騒音許容限度目標値の 適用時期について

1. 経緯
2. 乗用車に対する適用時期の考え方及び適用時期(案)
3. 小型商用車等に対する適用時期の考え方及び適用時期(案)
4. 中・大型商用車等に対する適用時期の考え方(案)(進捗状況)
5. 今後の検討課題

1. 経緯

- 中央環境審議会より答申された「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第二次答申）」（平成24年4月19日。以下「第二次答申」という。）において、四輪車を対象として、国連欧州経済委員会（UN/ECE）で策定された国際基準であるUN/ECE Regulation No.117 02 Series（以下「R117-02」という。）のタイヤ騒音規制を国内導入することが提言され、タイヤ騒音許容限度目標値の適用時期等については今後の検討課題とされた。
- 検討課題のうち、タイヤ騒音規制の規制手法については、平成24年（2012年）9月の本専門委員会において、道路運送車両法の枠組みの下で自動車の製作年月日を基準として規制することが報告された。
- それを受け、環境省と国土交通省が合同でタイヤ騒音規制検討会（以下「検討会」という。）を設置した。同検討会では、タイヤの各性能には背反性があることから、タイヤ騒音だけでなく、ウェットグリップ及び転がり抵抗（Stage2）を含めたR117-02に規定される3要件をセットで導入すること、インチサイズタイヤのISO規格への対応等を前提とし、タイヤ騒音許容限度目標値の適用時期等について検討が行われた。
- その結果、新型車のうち乗用車については平成30年（2018年）に、小型商用車については平成32年（2020年）に、中・大型商用車については平成37年（2025年）に、それぞれ適用すること等の案を内容とする「中間とりまとめ」が平成26年（2014年）3月にまとめられた。

1. 経緯 (続き)

- 「中間とりまとめ」のタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期案に対し、平成26年10月の第16回自動車単体騒音専門委員会(以下「専門委員会」という。)において、以下の指摘があった。
 - 車両に対する規制であることから、新型車のタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期については、R117-02に適合したタイヤを装着した車両が新型車として投入される時期等を踏まえる必要がある。
 - 新型車のタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期については、全商品(スペック)のタイヤをR117-02に適合させる対応が終了するまで待つ必要はない(特にC3タイヤ)。
- 等
- 以上を踏まえ、自動車単体騒音専門委員会作業委員会(以下「作業委員会」という。)で検討がなされた結果、新型車のうち乗用車、小型商用車のタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期について、それぞれ以下のとおりとする案がとりまとめられた。

スペック・・・タイヤのサイズ、パターン、材料、構造等から類別される個々の商品

2. 乗用車に対する適用時期の考え方及び適用時期(案)

- 乗用車(主にC1タイヤを装着)の新型車には新車用タイヤが装着されるため、車両開発とタイヤ開発が同時並行で行われるとともに、タイヤ開発を含む車両の開発期間として、一般的に4年程度がかかるとされる。
- 乗用車の新型車が市場投入されるタイミングとして次期自動車排出ガス規制に対応する平成30年(2018年)が見込まれる。

タイヤ及び車両の開発期間等を踏まえ、乗用車に対しては平成30年(2018年)にタイヤ騒音許容限度目標値を適用する。

中間とりまとめと同じとなる

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
タイヤ開発含む車両開発				タイヤ開発含む車両開発							
【参考】次期排出ガス規制				2018年～	乗用車の次期排出ガス規制						

新車用タイヤ・・・自動車メーカーからの要求仕様に基づき、タイヤメーカーが自動車メーカーと連携して開発等を行い、タイヤメーカーから自動車メーカーに販売されるタイヤ

3. 小型商用車等に対する適用時期の考え方及び適用時期(案)

- 小型商用車(主にC2タイヤを装着)の新型車にも新車用タイヤが装着されるため、車両開発とタイヤ開発が同時並行で行われるとともに、タイヤ開発を含む車両の開発期間として、一般的に5年程度がかかるとされる。
- 小型商用車の新型車が市場投入されるタイミングとして次期自動車排出ガス規制に対応する平成31年(2019年)が見込まれる。

タイヤ及び車両の開発期間等を踏まえ、小型商用車に対しては平成31年(2019年)にタイヤ騒音許容限度目標値を適用する。

中間とりまとめよりも1年前倒しとなる

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
タイヤ開発含む車両開発					→						
[参考]次期排出ガス規制					2019年 ~	小型商用車の次期排出ガス規制					

- また、車両総重量3.5トン以下の被牽引自動車についても、車両の大きさから、小型商用車が装着するタイヤと同類のタイヤを装着することが想定される。

車両総重量3.5トン以下の被牽引自動車に対しても平成31年(2019年)にタイヤ騒音許容限度目標値を適用する。

中間とりまとめでは課題とされていた

4. 中・大型商用車等に対する適用時期の考え方(案)(進捗状況)

- 中・大型商用車(主にクラスC3タイヤを装着)については、新車時には、新車用タイヤだけでなく、用途に応じた市販用タイヤが装着される。また、車両総重量3.5トン超の被牽引自動車(主にクラスC3タイヤを装着)についても、同様である。これらの車両がR117-02に対応するためには、新車用タイヤだけでなく市販用タイヤがR117-02に適合するための期間や車両側の対応に必要な期間等について考慮が必要である。
- 中間とりまとめにおいては、「自動車ユーザーのニーズに応えつつ、規制対象車両が装着する多種多様なタイヤの全てに規制適合品を供給するには一定の期間が必要」、「規制適合品の開発に通常より長期間を要する商品も存在する」等との考慮がなされ、中・大型商用車に係る新型車のタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期として、平成37年(2025年)との案が示された。
- 専門委員会での指摘(3ページ)を踏まえ、現在作業委員会において、中間とりまとめの適用時期案の前倒しも視野に入れ、タイヤ騒音許容限度目標値の適用時期について検討いただいているところである。
- 次回の専門委員会において、その考え方及び適用時期(案)について作業委員会での検討結果をご報告し、ご審議いただきたい。

市販用タイヤ・・・自動車ユーザーの交換用タイヤとして市場に流通し、タイヤメーカーが独自に性能評価等を行って開発するタイヤ

5. 今後の検討課題

第二次答申及び検討会における以下の課題については、引き続き検討する。

(第二次答申)

- 更生タイヤに対する規制の導入等、タイヤ騒音規制の実効性を向上させるための見直し

(検討会)

- スタッドレスタイヤを装着する車両に対するタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期
- 使用過程車に対するタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期
- R117-02に適合するタイヤの市場への早期導入や代替促進 等